佐賀県規則第21号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 佐賀県立産業技術学院管理規則(昭和35年佐賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前 改正後 (訓練科等) (訓練科等)

第5条 学院の普通課程の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、次の│第5条 学院の普通課程の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、次の とおりとする。

訓練科	訓練生定員	訓練期間
略		
機械技術科	略	
略		

第1号様式(第11条関係)

私こと佐賀県立産業技術学院入校のうえは、関係規則、規程等を よく守ります。なお、これらの規則等に違反したときは、いかなる 処分を受けても異議は申し立てません。

ここに、保証人と連署して誓約します。

略

本人 住所 氏名

とおりとする。

訓練科	訓練生定員	訓練期間
略		
機械システム科	略	
略		

第1号様式(第11条関係)

略

私こと佐賀県立産業技術学院入校のうえは、関係規則、規程等を よく守り、訓練生としての本分に反しないことを誓います。

略

本人 住所 氏名

上記の者について、佐賀県立産業技術学院在校中は誓約内容を守 らせるとともに、これに反する在校中の行為について保証人として 責任を負い、上記の者が佐賀県立産業技術学院に対して負う一切の 債務について、次の極度額を上限として支払うことを保証します。

極度額

円 (佐賀県立産業技術学院条例第3条第 1項に規定する授業料の月額に訓練期間の月数

改正前	改正後
保証人 住所 氏名 <u>保証人 住所</u> <u>氏名</u> 略	を乗じて得た額) 年 月 日 保証人 住所 氏名 電話番号 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県立産業技術学院管理規則第5条の規定は、令和6年4月1日以後に佐賀県立産業技術学院の普通課程の訓練科に入校する訓練生から適用し、同日前に同学院の同科に入校した訓練生については、なお従前の例による。